

# 令和2年度地方税制改正の概要 (県税関係)

以下の内容は、令和2年4月1日現在の法令等に基づくものです。

## 1 個人住民税【令和3年度分以後に適用】

- (1) 未婚のひとり親に寡婦(寡夫)控除を適用  
未婚のひとり親について寡婦(寡夫)控除を適用します(控除額30万円)。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とします。
- (2) 寡婦(寡夫)控除の見直し  
寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円)を設けます。  
子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とします。
- (3) 個人住民税の人的非課税措置の見直し  
上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととします。

## 2 法人事業税

- (1) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長・拡充【令和2年度から適用】  
税額控除割合を寄附金額の3割から6割に拡充し、認定手続を簡素化した上で、適用期限を令和6年度末まで5年延長します。
- (2) 電気供給業に係る課税方式の見直し【令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用】  
送配電部門の法的分離等に伴い、発電事業・小売電気事業に係る法人事業税について、下表のとおり見直します。

改正前	改正後			
	資本金 1 億円超		資本金 1 億円以下	
収入割 1.0%	収入割	0.75%	収入割	0.75%
	付加価値割	0.37%	所得割	1.85%
	資本割	0.15%		

## 3 還付加算金等の割合の引下げ【令和3年1月1日以後の期間に適用】

- (1) 還付加算金の割合を現行(令和2年中1.6%)から1.1%(注)に引下げます。
- (2) 徴収の猶予等の場合の延滞金を現行(令和2年中1.6%)から1.1%(注)に引下げます。
- (3) 法人住民税及び法人事業税について納期限の延長があった場合の延滞金を現行(令和2年中1.6%)から1.1%(注)に引下げます。  
(注) 令和2年中の割合を基にした割合